

※保育所(園)は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

※感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所(園)生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

<医師用>

<h2 style="margin: 0;">意見書</h2>	
<u>若狭浦保育所長 殿</u>	
児童氏名 _____	生年月日 _____
病名 _____	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。	
年 月 日	
医療機関 _____	
医師名 _____	印 (またはサイン) _____

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風しん(三日はしか)	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1~2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで。	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1~2 週間、便から数週間~数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

出典；厚生労働省

【お問合せ先】若狭浦保育所 [TEL:098-866-3445](tel:098-866-3445)

※保育所(園)は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

※保育所園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所(園)での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

※登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

<保護者記入用>

<h2 style="margin: 0;">登 園 届 (保護者記入)</h2>	
<p style="margin: 0;">若狭浦保育所長 殿</p>	
	児童氏名 _____
	生年月日 _____
病 名 _____ と 医療機関名 _____ において診断され、 登園のめやすを参考に、症状が回復すれば、登園可能と診断されています。 年 月 日 症状が回復し、 集団生活に支障がない状態となりましたので登園いたします。	
保護者氏名 _____ 印 (またはサイン) _____	

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病 名	感 染 し や す い 期 間	登 園 の め や す
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

出典；厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より
 【お問合せ先】若狭浦保育所 TEL:098-866-3445

※保育所（園）は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるよう環境を整えることが大切です。

※かかりつけの医師の診断に基づき、「インフルエンザ登園許可願い」の記載をお願いします。なお、保育所（園）での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

※登園の際には、下記の「インフルエンザ登園許可願い」の提出をお願いいたします。

（登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

<保護者記入用>

インフルエンザ登園許可願い（保護者記入）

若狭浦保育所長 殿

児童氏名_____

生年月日_____

年 月 日 医療機関名_____において

病名 インフルエンザ と診断されました。

年 月 日現在、下記のとおり、
「発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間」を経過しましたので、
登園の許可をお願いいたします。

保護者氏名_____ 印

体温測定月日	朝の体温	夕の体温	解熱薬使用の有無
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有
月 日	時 分： 度	時 分： 度	無 ・ 有

※症状（発熱）が出てきた日から体温を測定し、記載して下さい（1日につき1行ずつ記載）。

※発熱期間が長く、記録様式が足りない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどして下さい。

※解熱後3日間とは、解熱薬を使用しないで発熱しなくなり3日を経過したことをいいます。

※発熱した日および解熱した日は0日と数えます。

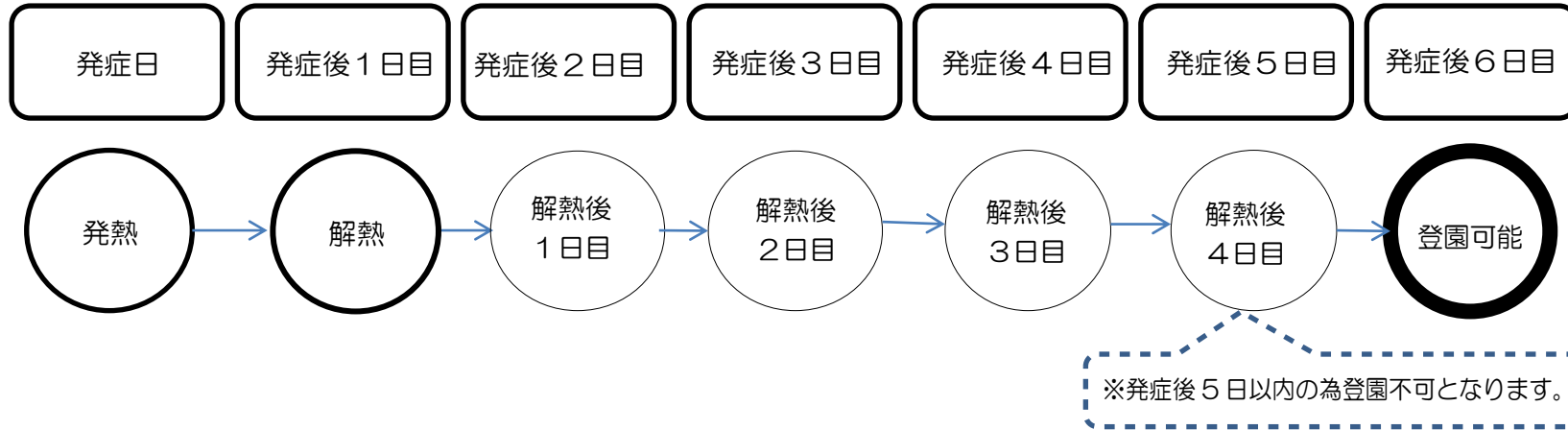
※登園初日受け入れ時に検温を実施しますので、ご了承ください。

【お問合せ先】若狭浦保育所 TEL:098-866-3445

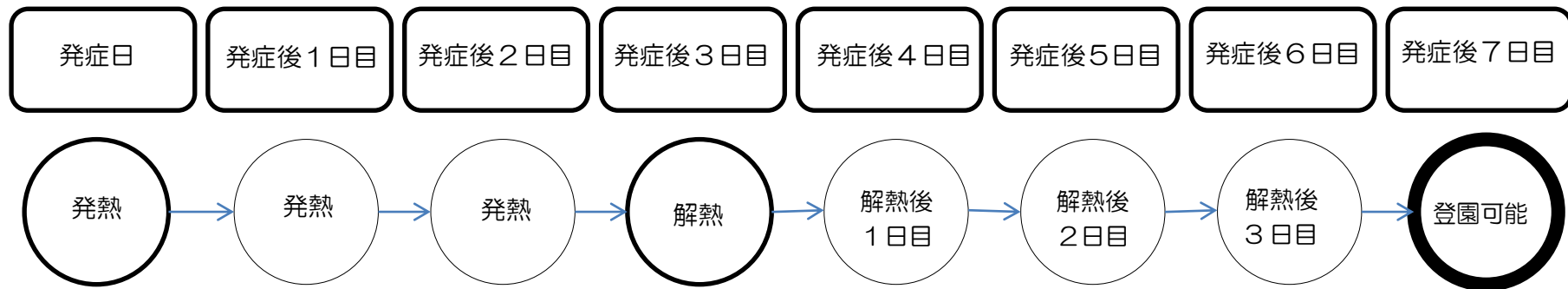
《インフルエンザの出席停止期間》

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで【厚生労働省ガイドライン】

例えば、発症後1日目に解熱した場合



例えば、発症後3日目に解熱した場合



※発熱（発症）した日および解熱した日は0日と数えます。

※1日のうちで、発熱・解熱の場合は発熱期間とします。

※解熱とは平熱になったことです。